

甲州市空家等対策の推進に関する条例（案）に関するパブリックコメント の実施について

地域における人口減少や核家族化及び産業構造の変化等により空き家が全国的に増加しており、その中には適切に管理されずに倒壊・損壊等の防災上の問題や異臭を放つ等の衛生上の問題または、景観上の問題等の住民生活に重大な影響を及ぼすほどの問題となっています。

このようなことから、国は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を制定、公布（平成26年11月27日）し、市町村が空家等の対策に取り組むための法的根拠を整備しました。

甲州市では、法に基づき甲州市における空家等への対策を総合的かつ計画的に推進し、住民の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の確保を図るとともに、空家等を有効活用し、地域の活性化や人口増加へ繋げるなど市勢発展に寄与することを目的に「甲州市空家等対策計画」（平成29年3月）を策定しました。

この「甲州市空家等対策計画」の推進や、法に基づいた、市の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めることを趣旨として今回、条例を制定することとし、条例の制定に先立ち「甲州市空家等対策の推進に関する条例（案）」を公表し、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

■原案閲覧の方法・場所

- ①甲州市ホームページ
- ②次の場所に設置
 - ・甲州市役所本庁舎（総合案内）
 - ・勝沼支所
 - ・大和支所

■閲覧・意見募集期間

- ・平成30年1月17日（水）から平成30年2月9日（金）まで
- ・午前9時～午後5時（閲覧は庁舎の開庁日となります。）

■意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所または事業所を有する方、市内の事務所または事業所に勤務している方、市内の学校に在学する方、市内で滞在・活動する方など

■提出方法及び提出先

意見は任意の用紙（参考様式をご参照ください。）に、住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、電子メール、FAX、郵送、もしくは窓口来庁のいずれかの方法により提出ください。

- ① 子メールの場合の連絡先 info@city.koshu.yamanashi.jp
- ② FAX 0553-32-1818
- ③ 郵送の場合のあて先

〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085-1

甲州市政策秘書課 地域創生推進担当

※電話での意見提出、住所、氏名及び連絡先のない場合はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

甲州市役所政策秘書課地域創生推進担当

TEL 0553-32-2111（内線157）